

# 新潟県都市計画審議会 第114回常務委員会

## 議 事 録

- 1 日 時 令和8年6月3日(水)  
午後2時55分から
- 2 場 所 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県自治会館本館201会議室
- 3 出席委員 小 瀬 知 洋  
齋 藤 和 子  
松 川 寿 也  
高 松 諭 (代理 櫻 井 直 樹)  
植 野 栄 治 (代理 安 實 実)  
池 田 和 幸

6名/委員総数7名

(開会 午後 2 時 55 分)

事務局

- ・開会
- ・定足数の確認

委員長

小瀬でございます。委員長を務めさせていただきます。

それでは、本日の議事に先立ちまして、議事録署名人を決めたいと思います。今回は斎藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

委員

はい。

委員長

よろしくお願ひいたします。

それではこれより審議に入ります。本日は付議案件が 1 件です。第 1 号議案について事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは第 1 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」建築住宅課から御説明いたします。議案書の 1 ページをお開きください。

本申請は、平成 15 年に建築基準法第 51 条ただし書き許可を受けた産業廃棄物である木くずの破砕処理施設を老朽化のため更新するものであり、更新後の処理能力が建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 で定める許可時の処理能力の 1.5 倍を超えるため、法第 51 条の適用を受けるものとなります。

本来、このような施設は、都市計画で、その敷地の位置を定めることが原則ですが、民間の施設であり、事業の恒久性が担保できないことなどから、都市計画決定をしないものです。

このため、当該処理施設の建築等については、法第 51 条ただし書きの規定による特定行政庁の許可が必要になることから、敷地の位置に関し、都市計画上の支障の有無について、本審議会にお諮りするものです。

説明につきましては、スクリーンにて行わせていただきます。また、本日は、スクリーンと同じ資料をお手元にも配布しておりますので、併せて御覧ください。

それではスクリーンを御覧ください。申請の施設名称は、産業廃棄物及び一般廃棄物処理施設です。敷地及び敷地面積は御覧のとおりで、申請者は「村上市久保多町7番3号 株式会社加藤組代表取締役 加藤善典」です。

次のページ、2ページを御覧ください。

はじめに、今回の申請に至った経緯について御説明いたします。

申請者は大正13年に創業し、昭和28年から村上市を中心に土木建築業を営んでおり、申請地においては、平成15年に法第51条ただし書き許可を取得し、木くずの破碎処理を行っております。

本計画は、平成15年に法第51条ただし書きの許可を受けて設置された木くずの破碎処理施設を老朽化のため更新するものとなります。

更新後の処理施設は、1日あたり280.8トンの処理能力を有する計画としており、その処理能力が平成15年の許可時と比較して1.5倍を超えるため、改めて法第51条ただし書きの許可申請を行うものとなっています。

次のページ、3ページを御覧ください。敷地の位置について、都市計画図で御説明いたします。

図面は、村上市の市街地周辺で、方位は、図面の上が北となります。

申請地は、図面中央の赤色で示したところで、市街地の村上市役所から北東へ約3キロメートルのところに位置しています。

都市計画上は、非線引の都市計画区域で、用途地域の指定はありません。

次のページ、4ページを御覧ください。土地利用計画との整合性について御説明いたします。平成29年に県において策定の「村上市都市計画区域の整備、開発及び保存の方針」では、申請地を含む周辺地域を「農業地域」とし、土地利用方針は「白地地域に広がる広大な優良農地は、食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全する。」としています。

次のページ、5ページを御覧ください。平成22年に村上市において策定の「村上市都市計画マスタープラン」の土地利用方針図では、申請地を含む周辺地域を「農用地」とし、土地利用方針は「優良農地の確保・保全を図る。また、日東道のインターチェンジ周辺においては無計画な開発が行われることのないよう、適切な土地利用を図る。」としています。

今回の計画は、既設の処理施設を更新するものであり、新たな開発行為などがないことから土地利用計画上の問題はないものと考えています。

次のページ、6ページを御覧ください。申請地周辺の土地利用状況について、付近見取図で御説明いたします。図面は上が北となります。

申請地は、図面中央の赤い実線で囲まれた範囲です。申請地周囲の黒い実線は、敷地境界から100メートルの範囲を示しています。

申請地は、市道上片町古渡路線沿いに位置し、北側は山田川に面しています。

周辺の土地利用は、南側は黄色の住居系及びピンク色の店舗、会社、具体的には通信会社の資材置き場となっていますが、それ以外は主に農地として利用されています。

また、申請地からは、南西に直線距離で約600メートルの位置に中学校が所在しています。

次のページ、7ページを御覧ください。敷地内の処理施設の配置状況など、土地利用計画について御説明いたします。方位は、引き続き上が北となります。

敷地は、図面中央の赤色及び緑色の破線で囲まれた範囲となります。

敷地への乗り入れ口は、市道上片町古渡路線の1箇所のみとなっております。

建築物は、紺色の部分で、西側から事務所、破碎工場及び倉庫の計3棟となっていますが、これらは、すべて既設のものであり、今回の計画では、建築物の増築等は予定していません。

処理施設は、破碎工場の建屋の中となりまして、赤色で示す施設が処理施設であり、左側の赤と黄色で着色した施設が、今回更新する処理施設となります。雨水処理については、場内をアスファルト舗装としており、敷地内に降った雨水は、敷地境界沿いに設置されている側溝を通り、排水ろ過設備を経由した上で、敷地北側の山田川支流へ放流しています。

申請地周辺は農地として利用されていますが、用水路への放流はありません。

また、敷地周囲は、北側及び西側を「鋼製のネットフェンス」、住宅のある南側及び東側を「鋼板製の防護壁」で区画し、周囲への安全対策を図っています。

次のページ、8ページを御覧ください。処理施設の内容について御説明いたします。

施設の稼働時間は8時から12時までと13時から17時までの1日8時間となります。

左側から、平成15年の許可時の処理施設は、今回老朽化のため更新を行う破碎処理機1基であり、処理能力は1日あたり25トンとなっています。

次に、現在の処理施設の状況についてですが、平成30年に廃木材クラッシャ1基を新たに導入しております。この際、廃木材クラッシャの処理能力は1日あたり12.4トンであり、処理能力の合計が37.4トンとなりますが、平成15年許可時の1.5倍以下であったため、法令の規定により再許可は不要となっています。

今回の計画は、一番右側となりますが、平成15年に導入した破碎処理機を廃止し、新たに処理能力268.4トンの破碎処理機の導入を予定しています。今回の計画による処理能力の合計は、許可時の1.5倍を超えることから、法第51条ただし書き許可を要するものとなっています。

新たに導入する処理施設は、現行施設と比較して大幅に高い処理能力を有していますが、敷地内にはストックヤードの余裕もなく、実際の処理量を増加させる計画はありません。

処理能力の高い設備を採用する理由といたしましては、日頃から取引のあるメーカーに機種を確認したところ、現行施設の能力を下回らないものが今回の設備であったためということです。他のメーカーでは、より小規模な機種も取り扱っていたとのことですが、故障時の対応や部品供給などの保守体制を重視し、従来から取引のあるメーカーの設備を選定しております。

今回の計画は処理量の増加を目的としたものではなく、今後も安定した稼働を確保するため、処理施設を更新するものとなります。

次のページ、9ページを御覧ください。搬入出経路について御説明いたします。

木くずの搬入元は、村上市内の建設業者が全体の9割を占めています。残りの1割は、近隣の新発田市の建設業者で、県外からの受け入れはありません。

搬出先については、現在は新潟市東区の企業と、宮城県石巻市の企業の2社としており、いずれもチップ燃料として再利用されています。

搬入出経路は、紺色で示しておりますが、主に国道7号、県道高根村上線、県道上山田山辺里線、市道上片町古渡路線を利用します。

搬入出車両は、最大で10トン車となりますが、利用する経路は、いずれも大型車両の通行に支障のない幅員を有しています。

搬入出時間は、8時から17時までとしており、現状からの変更はありません。

搬入出台数については、処理量に変更がないことから、現状と同様に1日あたり14台を見込んでいます。

なお、前面道路の市道上片町古渡路線は、歩道が一部未整備の区間がありますが、住宅地を通行する際には、周辺住民や児童の安全に配慮し、徐行運転としていることから、交通面への影響は軽微と考えています。

また、スライドの右側に紫色の部分がありますが、こちらは、令和9年度に稼働予定の民営バイオマス発電所「村上グリーンパワー発電所」となります。当該発電所の稼働後は、全搬出量の3割程度を同発電所へ搬出する計画としております。

搬出経路は、オレンジ色で示す、県道上山田山辺里線、市道下相川日下4号線を利用することとなりますが、搬出台数は1日あたり1から2台と少ないことから、発電所稼働後においても、交通面への影響は軽微と考えています。

次のページ、10ページを御覧ください。処理施設の稼働による周辺への影響について御説明いたします。

生活環境影響調査の対象項目としては、騒音及び振動の2項目を設定しています。

申請地は、「騒音規制法」及び「振動規制法」の規制を受けない地域となっておりますが、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」等を参考に環境保全上の目標値を設定し、評価を行っており、いずれも目標値を満足しております。

また、生活環境影響調査の対象外項目としていますが、周辺への影響が想定される大気汚染については、破碎処理を建屋内で行うことにより、粉じんの飛散を抑制することとしています。

水質汚濁及び悪臭については、処理施設からの排水や悪臭の発生はありません。

以上のことから、周辺環境に対する影響は軽微と考えられます。

次のページ、11ページを御覧ください。続いて、騒音、振動の具体的な予測値について御説明いたします。

騒音、振動共に敷地境界においてAからDの4地点、さらに南側の民家のところでEとして1地点、合計5地点で予測を行い、結果を右側の表にまとめております。

騒音については、最も値が高い場所で62デシベル、振動については54デシベルとなっております。いずれの地点においても目標とする基準値を下回っております。

また、特に配慮すべき民家側のE地点におきましては、騒音は目標値60デシベル以下に対し、43デシベル。振動は目標値55デシベルに対し46デシベルとなっております。いずれも目標値を大きく下回る結果となっております。

次のページ、12ページを御覧ください。続いて、住民説明会の開催状況について御説明いたします。

住民説明会の開催案内は、計画地を含む周辺の山辺里区、四日市区、天神岡区の住民約700世帯を対象に行っています。

村上市の主催で、令和8年4月14日の午後7時から、村上農村環境改善センターで開催し、区長を含め6名から出席いただいております。

出席者からは、騒音の大きさの程度についての質問がありましたが、今回の計画に対する反対意見はありませんでした。

また、申請者において、隣接の住宅・農地の所有者と関係区長を対象に、個別説明を行っており、反対意見はなかったと聞いております。

次のページ、13ページを御覧ください。協定書の締結状況について御説明いたします。

今回の計画に合わせて、村上市と申請者の間で、生活環境を保全することを目的とした「公害防止協定書」を締結しています。

協定書は、県が記載すべき事項に定める「コンプライアンスの徹底」などの4項目について記載されています。

最後に、都市計画を所管する村上市の意見ですが、申請者は今回の申請地において、村上市がマスタープランを策定する以前から操業を継続しており、今回の計画は、建築行為を伴わず、土地利用計画上の支障がないと考えられること。

廃棄物の搬入出に際しては、周辺住宅地を通行する際は徐行運転を徹底する方針であり、また周辺地域の児童は通年スクールバスによる登下校を行っていることから、車両の搬入出時間帯と児童の登校時間帯が重なることはなく、周辺住民及び児童への影響は少ないと考えられること。

想定される騒音及び振動については、生活環境影響調査の結果から、影響が軽微であると認められること。

さらに近隣住民との理解の面においても、市が主催した住民説明会で反対意見はなかったことなどから、支障はないものとの意見をいただいています。

以上で、議案の説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

それではただいまの説明に関しまして、オンラインでの御参加の委員も含めまして、御質問、御意見などございますでしょうか。

委員

住民説明会の参加者がとても少ないのですが、700世帯のうちの「区長含め6名」というのは、ほぼ役員しか参加されなかったのだと思われませんが、これは、既存の施設に処理能力が少しプラスされる程度なので、特に問題ないだろう、という認識からの少なさだったのかを教えてください。

事務局

町内会長を含め6名ということで、出席率は大体約1パーセントでしたが、近隣の住民の世帯には、個別説明に伺っておりますので、当日の出席者が少なかったものと考えております。

委員

わかりました。ありがとうございました。

委員長

他に御意見ありませんでしょうか。では委員どうぞ。

委員

御説明ありがとうございました。

今回の申請の内容は、平成15年に一度許可を受けていたものであったということと、地元の事業者さんであるということと、スライド8ページによりますと、処理能力が向上するにしても、

次の9ページのところで計画変更はないということで、基本的には従前の内容・ボリュームで処理をされていくということですが、確認と立場上申し上げたいこともございますので質問させていただきます。

これは、処理量が増えないという御説明で、車両の搬出入台数なども、搬出時間も変わらないということですが、9枚目のスライドを拝見しますと、新しく村上グリーンパワー発電所がちょうど翌年稼働をするというタイミングであって、搬出入先が増えているということと、また近くにインターチェンジができたということで、平成15年時は、インターチェンジがなかったですので、今回はこのインターチェンジを使って新潟市とかいろんなところに搬出することができるかと思いますが、そうなってくると、どうしても平成15年当時と比べると、かなりボリュームを増すような機会が増えてくるのかなというような気がします。

本当に今回、計画の変更がなく、ボリュームが増えないよう、きちんと事業を継続されるのかというところが確認をしたいところです。

事業実績の報告などを求めているとは思わないので、廃棄物の処理量の確認はどのようにされるのか、懸念点でございます。

## 事務局

処理能力が大幅に増えることによる影響、その確認方法ということで御指摘いただきました。

最初の許可時、平成15年7月に申請者と周辺住民12名で、環境保全に関する協定を締結しております。この協定によりますと、1日あたり10から60m<sup>3</sup>の処理能力ということで協定がされておまして、これは木材の比重で換算しますと大体33トンという形になっております。この協定の方が、当然、まだ有効ということになっておりますので、これを増やす場合には、村上市及び周辺住民との協定の再締結が必要と考えております。

今後のチェック、確認の方法についてですが、処理実績については、市及び県の方に実績値の報告が上がってまいりますので、報告内容を確認しながら、大幅に増えるようなことがないように確認してまいりたいと考えております。

## 委員

ありがとうございます。

ちなみに協定というのは、何年ぐらいの間隔で締結の更新をされているのですか。

## 事務局

15年7月に協定を締結してから、今回の計画にあたっては、地元の住民・区長さんに御説明をしたところ、当時の協定のままで大丈夫ということで、協定書の再締結については必要ないと承っているところでございます。

委員

協定というと、10年間、20年間など定期的な更新があると思うのですけれども。

事務局

期限は定められておりません。

委員

定められていないということで、一回結んだらそのままという形で行くのですね。わかりました。

委員長

他に御意見ございませんでしょうか。

それでは、私の方からも一点お伺いさせていただきたいのですけれども、処理をしている木材は、一般的な木材系の建築廃棄物という認識でよろしかったですか。

事務局

そうです。建築の廃材もしくはその自然木の処理です。

委員長

建築の廃材の場合、特に私の分野の関係もあるのですが、気になりますのはいわゆるCCA処理、木材の防腐処理の類で重金属が使われていた処理ですね。そういったものが少し気になるところでございまして、御説明いただいたスライド資料で、いわゆる排水は生じないとのことで、水質汚濁に関する評価は特に行っていないとのことで、これは、法令上はそうなるのは存じておりますので差し支えないかと思うのですが、ただその一方で、CCA処理された廃木材がいわゆる野積み状態でストックパイルに置かれた場合、そこに降雨などがございすると、溶出、それに伴う土壌汚染であるとか、特に懸念しますのは、周辺が水田とのことでするので、農業用水にそういったものが雨水を経由して出ていくリスク、そのあたりについてはどのような対応をなさっているのか、御説明いただけますか。

## 事務局

はい。CCAに関する対応についてお答えします。

まず住宅の解体時における対応を解体工事業協会に確認させていただきましたけれども、基本的には国の分別解体に関する手引き書に基づいて、CCA処理材が混入しないように分別することで、啓発等を行っているというところで、聞いております。

しかしながら、御指摘のとおり、完全に混入することは避けられないということは想定されますので、次の対策を実施することとしています。

例えば敷地内ストックヤードに荷下ろしする際に、目視によりCCA処理材の混入を確認しております。ここで混入が認められた場合については、個別に除去して処理搬出元に返却するという対応を現在でも行っているところです。

また、雨水の関係になりますけれども、雨水が地面に浸透しないよう、ストックヤード全体・敷地全体をアスファルト舗装とし、土壤汚染を未然に防止しています。

構内の雨水排水については、周辺周囲の側溝を介して、敷地北東部にある分離槽に集約しまして、不要物を除去した上で、農用地の用水路以外の排水路を経由して、そのまま北側の河川に放流しており、排水経路については、地元の土地改良区とも協議済みでございます。

木くずの積み下ろしに伴って、アスファルト舗装が損傷すると、その場合は浸透してしまいますので、そういうことがないように、敷鉄板を敷設しています。ひび割れの劣化状況については日常的に点検を行って、損傷が発見された場合には速やかに補修し、土壤への浸透を防止する対策を取っております。

さらに、受け入れの際だけでなく、破砕処理機に投入する際にもCCA処理材が混入しないように確認した後、混入物を除外するという対応をしておりますし、木材チップにした後については建物の中に保管してありますので、破砕済みのものについては、その建物内から直接搬出という形で、雨水を経由した土壤汚染を防止しているということでございます。

ただ、これらの対策を二重・三重に講じても、なかなか処理材の混入が避けられないということもあろうかと思っておりますので、混入が疑われる場合は、定期的に月1回の水質調査を行うなど必要な対策を検討するとしております。以上でございます。

## 委員長

ありがとうございました。

お伺いした範疇では、十全な対策を取られているようなので、基本的には大丈夫かと思っておりますが、こちらの事業者というわけではなくて、あくまで一般論としてのお話ですけれど、CCA処理した廃木材については、そもそも、その処理自体が一番盛んに行われていたのが1980年代から90年代ですので、いわゆる一般的な木造家屋というものの寿命を考慮しますと、今建て替えられている建物が、非常にCCA処理が盛んに行われていた時期の建物、ということになりますので、残念ながら、向こう10年20年ぐらいは、少し神経質に扱っていただく必要があるということ。

後は、研究論文を見ますと、一般論として「混入していない」とされている廃木材に対して、少し高度な化学分析、CCA処理主薬に反応する呈色試薬であるとか、ちょっと値段がはり、数百万円はするのですが、蛍光X線と呼ばれる機器を木材に当ててピッとやると、含まれている元素が非破壊で測定できる機器があります。このような試薬や機材で評価すると、0.2から0.5パーセントぐらいの頻度で混入がある、という実態もございます。

ですので、こちらの事業者さんはお話を伺う限り、地元の業者さんということもあるかと思うので、かなり誠実な対応をなさっている事業者さんのように感じるので、私個人としては、心配はないと思っております。

ただ、そういうことが起きるという前提で事業を行っていただく。事業者さんが、気がつかないところでそういったことが起きないように、自治体等も協力するという姿勢でやっていただくと、周辺住民の皆さんも安心しやすいのかなと思います。

法令上必要のない水質調査などにも協力的な態度を取ってくださっているようなので、おそらく問題はないと思いますので、先ほど委員からございました、量がいつの間にか増えていることがないように、ということ踏まえて、よく情報共有をしながら運営していくという方向性を維持していただければよいと思います。

私からは以上です。

他は、何かございますでしょうか。

## 委員

今ほど、委員長からの、廃材の置き場の御質問があつて、そこに関連しまして、今日の議案書に参考資料として付けていただいたA3の見開き地図を見ているのですが、基本的に農地なのですが、店舗・会社用地というのが近くにございまして、何があるかと航空写真で見たのですが、資材置き場のような利用がされています。この場所は、今回申請された事業者の土地ではないため、審査の対象外であると思いますが、こうした場所に、万一、木くずが保管場所に保管できなくなったので、近隣の資材置き場とか、隣の農地を農地転用して木くずの保管場所にするとか、起きなくもないかと思えます。

今回のこの店舗・会社用地になっている資材置き場の所有者・管理者はどちらになるのですか。

## 事務局

こちらピンクの敷地ですけれども、株式会社トースという通信会社の敷地になりまして、電柱などの資材が置かれている場所になります。

## 委員

わかりました。事業者の土地ではないということですね。

## 委員長

ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他に御意見ないようでしたら、第1号議案は支障なしとしたいと思います。  
以上で本日の議事は終了いたします。  
最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

#### 事務局

- ・新潟県都市計画審議会の次回開催について、令和8年9月を予定しているが、付議案件がない場合は11月以降の開催を予定
- ・閉会（午後3時35分）